改正

令和4年3月30日告示第32号

令和5年3月23日告示第18号

庄原市芸備線利用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の芸備線の利用団体に対し、予算の範囲内で庄原市芸備線利用助成金(以下「助成金」という。)を交付し、芸備線の利用促進を図るため、助成金の交付に関し、庄原市補助金交付規則(平成17年庄原市規則第46号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象団体)

第2条 助成の対象となる団体(以下「助成対象団体」という。)は、市内に住所を有する者を含む 4人以上のグループとする。

(助成対象区間)

- 第3条 助成の対象となる区間(以下「助成対象区間」という。)は、次に掲げる区間とする。
 - (1) 三次駅から備中神代駅までの芸備線の区間
 - (2) 木次駅から備後落合駅までの木次線の区間
 - (3) 新見駅から備中神代駅までの伯備線の区間
- 2 前項の規定にかかわらず、市内の駅を出発駅又は到着駅としない場合は、助成の対象としない。 (助成対象経費等)
- 第4条 助成の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、助成対象区間(助成対象区間 を越えて利用した場合は、助成対象区間に限る。)において助成対象団体が片道又は往復乗車に要 した普通旅客運賃とする。
- 2 助成金は、他の補助金との併用はできないものとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の3分の2の額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とし、3万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を市長

に提出しなければならない。

- (1) 庄原市芸備線利用運賃助成金交付申請書(様式第1号)
- (2) 旅程表
- (3) 領収書等の運賃を支払ったことを証する書面
- (4) その他市長が必要と認めるもの
- 2 前項に定める交付申請は、助成金の交付手続の特例として事業完了後に行うことができるものと し、申請書の提出期限は、芸備線を利用した日(以下「利用日」という。)から10日を経過する日 又は利用日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。
- 3 第1項に定める交付申請については、規則第6条第1項中「額を決定し、交付決定通知書により 当該申請者に通知するものとする。」とあるのは「額を決定するものとする。」と読み替えてこれ らの規定を適用する。

(交付請求等)

第7条 助成金の交付を受けようとする申請者は、利用日からから10日を経過する日又は利用日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、庄原市芸備線利用助成金交付請求書(様式第2号)を市長に提出するものとし、市長はこれに基づき助成金を交付するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和4年3月30日告示第32号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和4年3月 31日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の庄原市芸備線利用助成金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以後の利用について適用し、令和4年3月31日までの利用については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年3月23日告示第18号)

この告示は、令和5年3月24日から施行する。

様式 (省略)